

原発事故当時福島県外に居住していたが、転勤により平成23年3月13日に郡山市に転居することが原発事故前から決まっていた家族4名について、定額賠償金が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	中間指針に基づく精神的損害及び生活費増加分
	①申立人X1及び同X2分 160,000円
	②申立人X3及び同X4分 800,000円
期 間	①本件事故発生当初の時期
	②本件事故発生から平成23年12月末まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金960,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目のうち精神的損害分を除いた分（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月26日

（仲介委員 尾野恭史）